

キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業） 概要



▶こちらからもご確認いただけます。つながるキャッシュレス（事業者向け）
<https://www.youtube.com/watch?v=liqijJ7zfQ0>



→ キャッシュレス決済は、事業者の生産性向上につながるほか、消費者に利便性をもたらす。

事業者にとって

- レジ締め、現金取扱い時間の短縮等による、**人手不足対策**
- 現金の搬出入回数の減少による**手間・トラブルの減少**
- 売上管理の容易さ
- 訪日外国人の54%がクレジットカードを利用。インバウンド需要を取り込むには不可欠
- 個人の購買情報を蓄積し、ビッグデータを分析することにより、マーケティングを高度化
- 従業員による**売上現金紛失・盗難等のトラブル減少**
- 従業員が紙幣・通貨に触れないので衛生的

→ キャッシュレス決済は、事業者の生産性向上につながるほか、消費者に利便性をもたらす。

消費者にとって

- 手ぶらで**簡単に買い物が可能**（大金や小銭の不便さの解消）
- データの利活用により**利便性が向上**（自動家計簿など消費履歴情報の管理が容易）
- ネット取引で不可欠
- カード紛失・盗難時の**被害リスクが低い**（条件次第で全額保証）


→ 主なサービス例、支払い方法は以下の通り。

	前払い (プリペイド)	即時払い (リアルタイムペイメント)	後払い (ポストペイ)	
主なサービス例	電子マネー (流通系／交通系など) 	デビットカード (ブランドデビット/デビット) 	モバイルウォレット (スマホ、携帯電話等) ※プリペイド・ポストペイ可 	クレジットカード (国際ブランド、銀行系、信販系等) 
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 電子財布、子供も使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 即時銀行引き落とし 	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイム取引 	<ul style="list-style-type: none"> 後払い、与信機能
【主な】支払方法	<ul style="list-style-type: none"> タッチ式（非接触） 	<ul style="list-style-type: none"> スライド（磁気） 読み込み式（IC） タッチ式 	<ul style="list-style-type: none"> カメラ読込（QRコード） タッチ式 	<ul style="list-style-type: none"> スライド（IC化を促進） 読み込み式 タッチ式
【参考】消費に占める割合	1.7%	0.3%	=	18.0%

国内キャッシュレス比率（2016年）：20%

(画像出典) 各社HP

→ QRコード決済に関する 主な提示方法は以下の通り

	お店がQRを提示 店舗提示型 MPM (Merchant Presented Mode)	消費者がQRを表示 消費者提示型 CPM(Consumer Presented Mode)
動的 Dynamic	<p>店舗にあるディスプレイにQRを表示する。静的でないので、不正を起しにくい利点がある。</p> 	<p>一度限り有効なQRコードを生成するタイプが主流。バーコード型とQRの両者が存在する。</p> 
静的 Static	<p>印字されたQRコードを、消費者のスマホ・タブレットで読み取る。屋台でも使えるなどの手軽さがある。</p> 	<p>現在は基本的に想定されていない。</p>

(画像出典) 各社HP

高齢者向け決済サービス（一例）

	Aサービス	Bサービス	Cサービス
特典対象	55歳以上の方	65歳以上の方	60歳以上の方
特典内容	購入時ポイント付与 毎月定例日に5%割引	購入時ポイント付与 毎月定例日に5%割引・ 3,000円以上の買い物に ポイントプレゼント	毎月15日、25日に 5%OFF
備考	1,000円以上のチャージで ご利用可能	1,000円以上チャージで ご利用可能	※対象店舗限定



※2019年5月現在の
情報をもとに作成

入金サイクルの短い/決済手数料の低い決済サービス（一例）

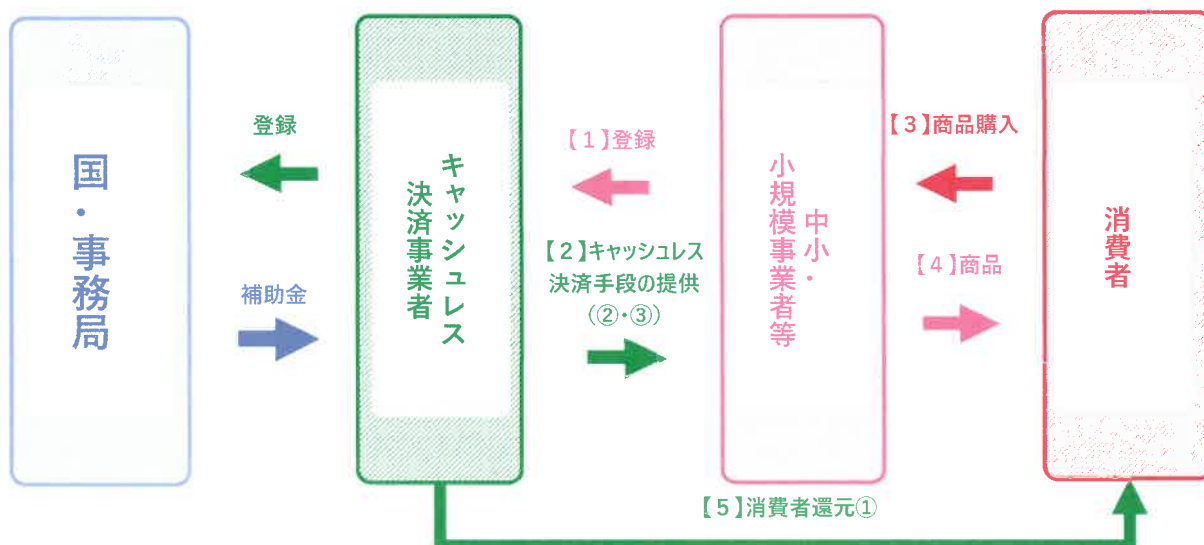
	A社	B社	C社	D社
入金サイクル	最短翌日	最大月6回	最短翌営業日	月6回、または、月3回
決済手数料	0% ※2021年9月30日までの キャンペーン	3.24~3.74%	3.25~3.95%	3.24~3.74%
備考		支払いサイクルは 口座によらず選択可能	振込手数料は C社が負担	

※ 2019年5月現在の情報をもとに作成

キャッシュレス・消費者還元事業の制度概要

- 実施期間：2019年10月～2020年6月（9か月間）
- 支援内容：○一般の中小・小規模事業者については、
 - ① 消費者還元5%
 - ② 加盟店手数料率 約2%台以下（決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助）
 - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）
 ○フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はなし）

消費者還元の仕組み

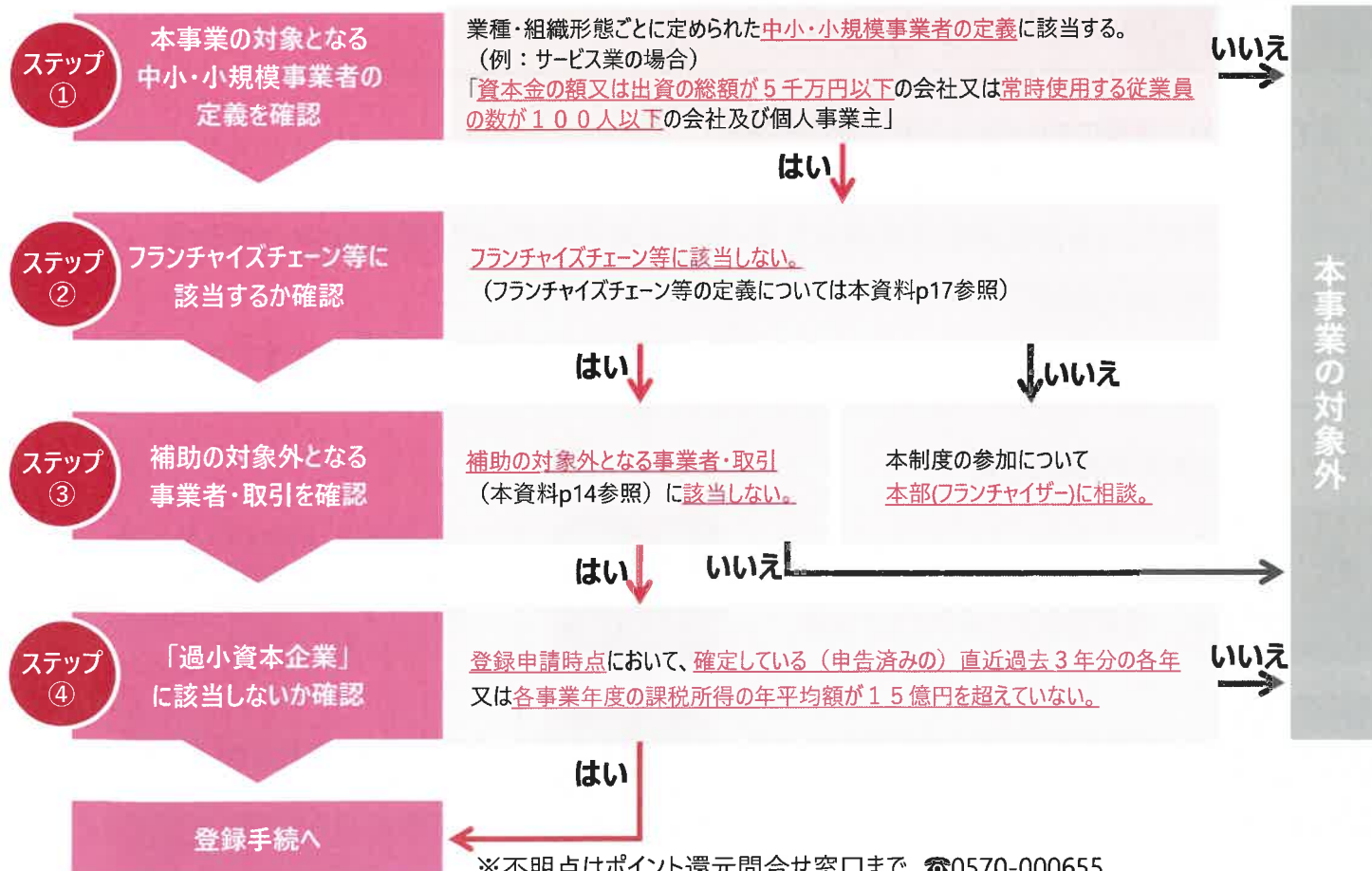


- 実施期間：2019年10月～2020年6月（9か月間）
- 支援内容：○一般の中小・小規模事業者については、
 - ① 消費者還元5%
 - ② 加盟店手数料率 約2%台以下（決済事業者へ3.25%以下への引下げを条件。更に国がその1/3を補助）
 - ③ 中小企業の負担ゼロで端末導入（1/3を決済事業者、残り2/3を国が補助）
 ○フランチャイズ等の場合は消費者還元2%（端末費用及び加盟店手数料の補助はなし）

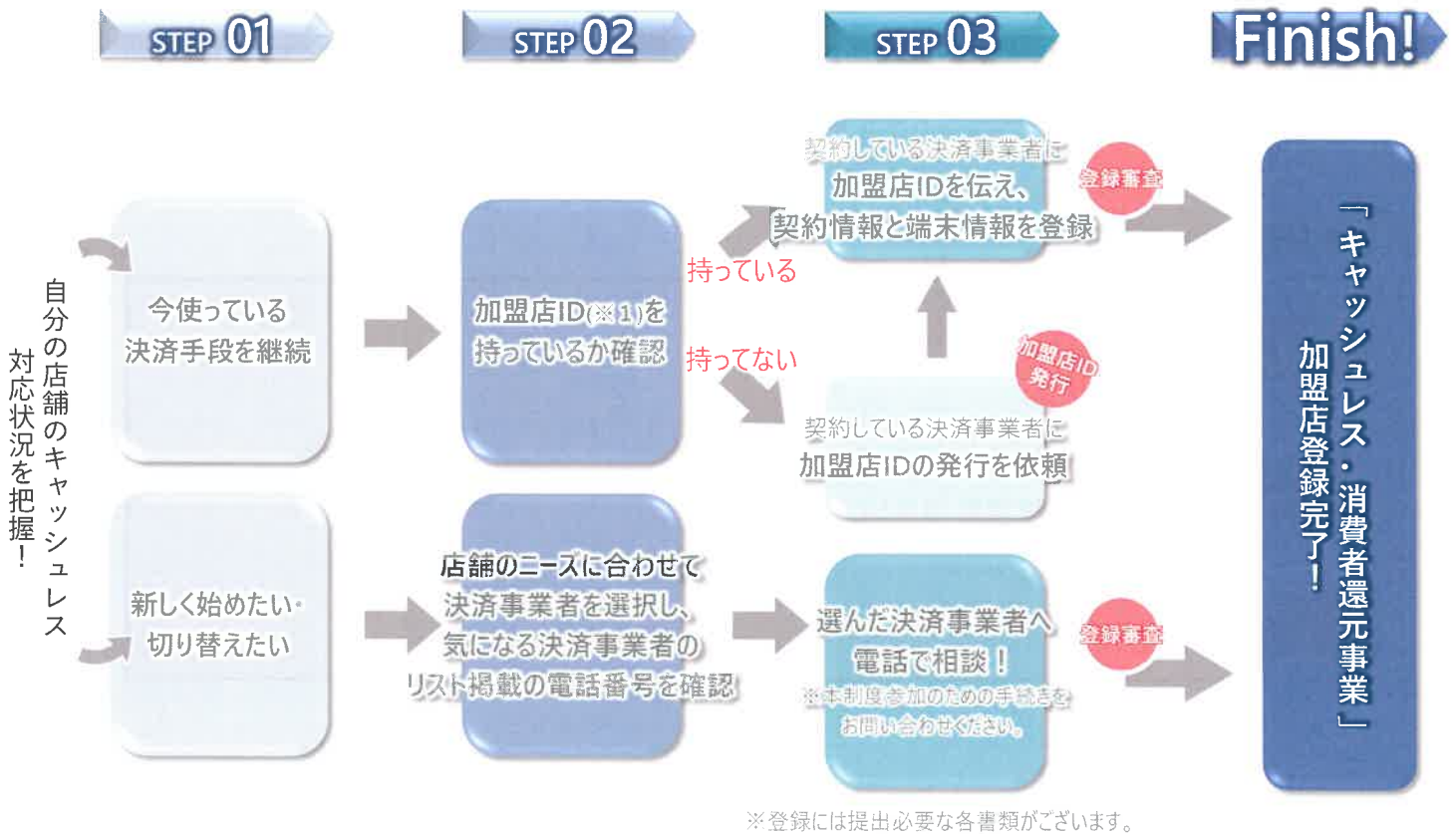
本事業のメリット

- 1 消費者還元で集客力アップ！
- 2 今なら端末導入のご負担なし
端末本体と設置費用などが無料
- 3 決済手数料が約2%台！

(参考) 補助の対象となる中小・小規模事業者の確認例



→ 登録までのステップ（1～3）は以下の通り。詳細は次ページ以降参照。



ステップ01

まずは、自分の店舗のキャッシュレス対応状況を確認し、

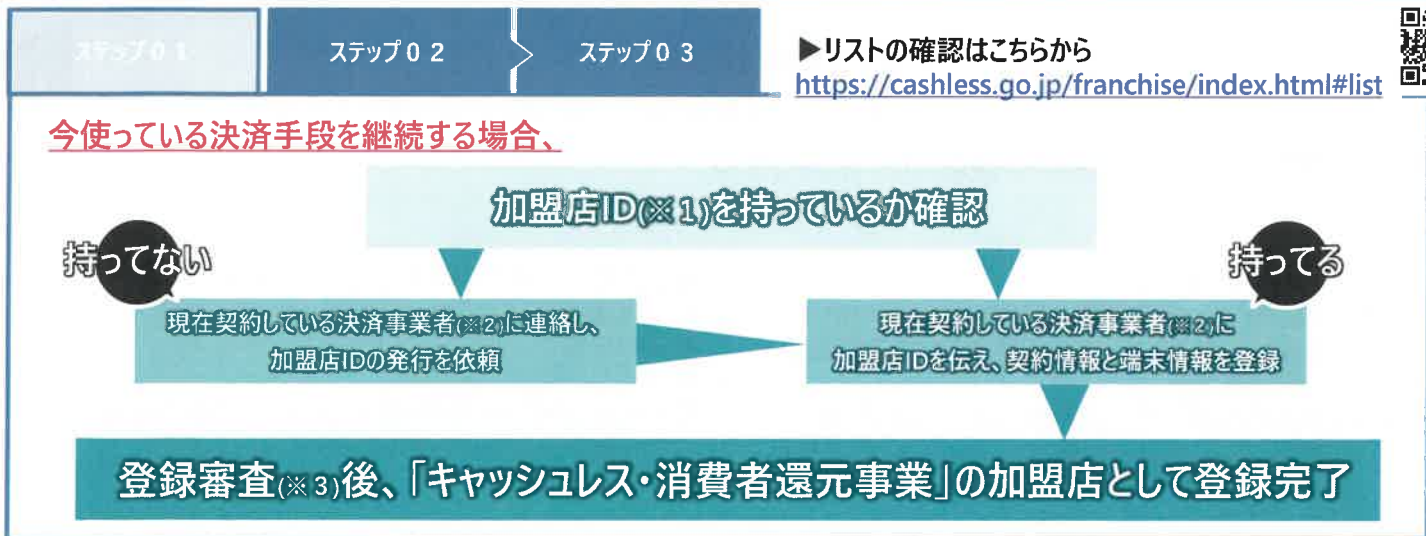
- ・今使っている決済手段を継続するのか、
- ・新しくキャッシュレス決済手段を導入する・今の決済手段から切り替えるのか、判断する。

本事業の対象となる決済手段

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段

(参考) 主な決済手段の特徴

QRコード	<ul style="list-style-type: none"> ・端末不要、手数料が安いなど低コストで、準備も簡単 ・消費者はスマートフォンで決済 	クレジットデビット	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード/デビットカードを利用している消費者に対応 ・国際ブランド（VISA、master、JCB等）に対応
電子マネー	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や不慣れな消費者も安心して利用可能（信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単） 	モバイル決済	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能 ・端末等もコンパクトでスペースいらず



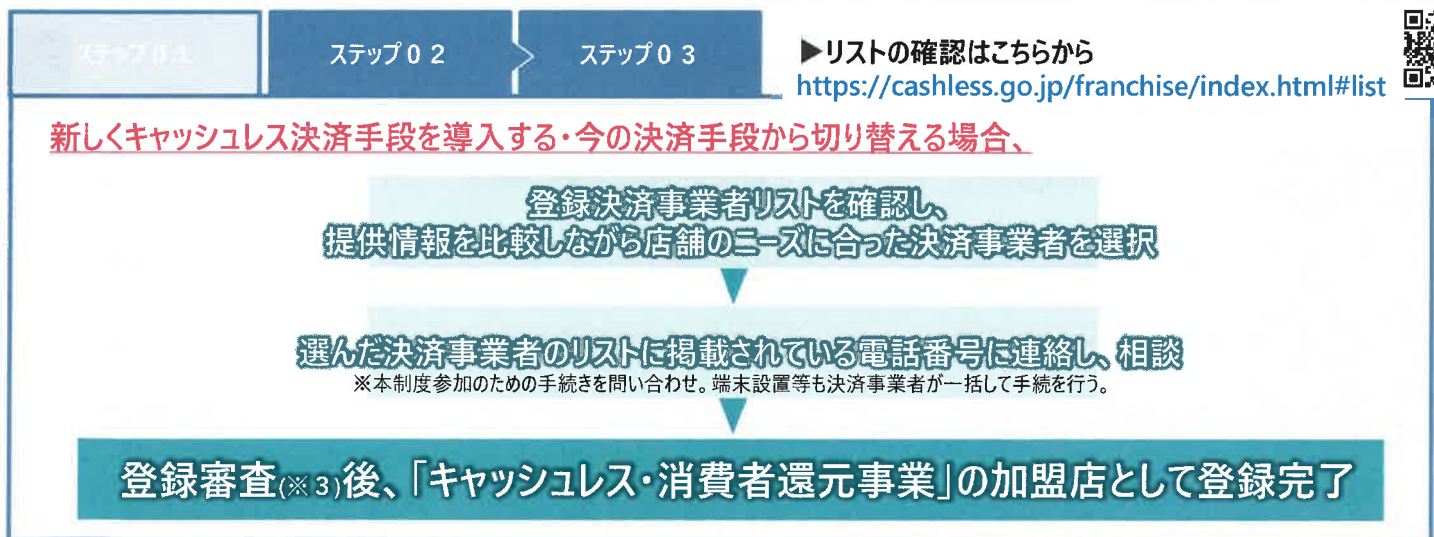
▶リストの確認はこちらから
<https://cashless.go.jp/franchise/index.html#list>



- ※1 本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。
- ※2 複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼してください。
- ※3 決済事業者への申請の際に、申請情報の第三者提供への同意や開業届・納税証明書等の営業の実態を確認できる書面の提出を求められます。事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」が通知されます。

現在契約している決済事業者が
本制度に登録しているか否かは
HP上のリストからご確認いただけます。

登録決済事業者リスト (例)



▶リストの確認はこちらから
<https://cashless.go.jp/franchise/index.html#list>



- ※3 決済事業者への申請の際に、申請情報の第三者提供への同意や開業届・納税証明書等の営業の実態を確認できる書面の提出を求められます。事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」が通知されます。

②「提供可能なブランド・サービス」「手数料」「入金タイミング」等を比較し決済事業者を選択

③「お問い合わせ先」に記載の電話番号に連絡

登録決済事業者リスト (例)

▶加盟店登録要領4.1

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf

下記の事業者は本事業における補助の対象外とする。

- 国、地方公共団体、公法人
- 金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、仮想通貨交換業者
- 風営法上の風俗営業（※一部例外（注）を除く）等
- 保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業、更生保護事業を行う事業者
- 学校、専修学校等
- 暴対法上の暴力団等に関する事業者
- 宗教法人
- 保税売店
- 法人格のない任意団体
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者

（注）①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者

補助の対象となる中小・小規模事業者

▶加盟店登録要領4.1

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf

1. 中小・小規模事業者の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3億円以下 の会社又は常時使用する従業員の数が 300人以下 の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1億円以下 の会社又は常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5千万円以下 の会社又は常時使用する従業員の数が 50人以下 の会社及び個人事業主
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5千万円以下 の会社又は常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人事業主

- ※1) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
 ※2) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録の対象外とする。
 ※3) 事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。
 ※4) 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

2. いわゆる「過小資本企業」

中小・小規模事業者の定義に該当する場合であっても、登録申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者は補助の対象外とする（租税特別措置法で本年4月から同様の措置が適用）。

▶加盟店登録要領4.1

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf



- 有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等
（商品券、プリペイドカード等）
- 自動車（新車・中古車）の販売
- 新築住宅の販売
- 当せん金付証券（宝くじ）等の公営ギャンブル

- 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- 給与、貸金、寄付金等
- その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの

補助対象の取引と補助対象外の取引が混在する中小・小規模事業者等

加盟店において、補助対象の取引と補助対象外の取引が混在する場合、中小・小規模事業者等は補助対象の取引と補助対象外の取引を区別して決済処理しなければならない。また、B型決済事業者および準B型決済事業者は、補助対象となる決済情報のみを集計できる手段を事前に講じなければならない。

※これらの取引に補助金が支出されたことが発覚した場合は、補助金の返還を求めるとともに、当該中小・小規模事業者等の登録を取り消す場合がある。

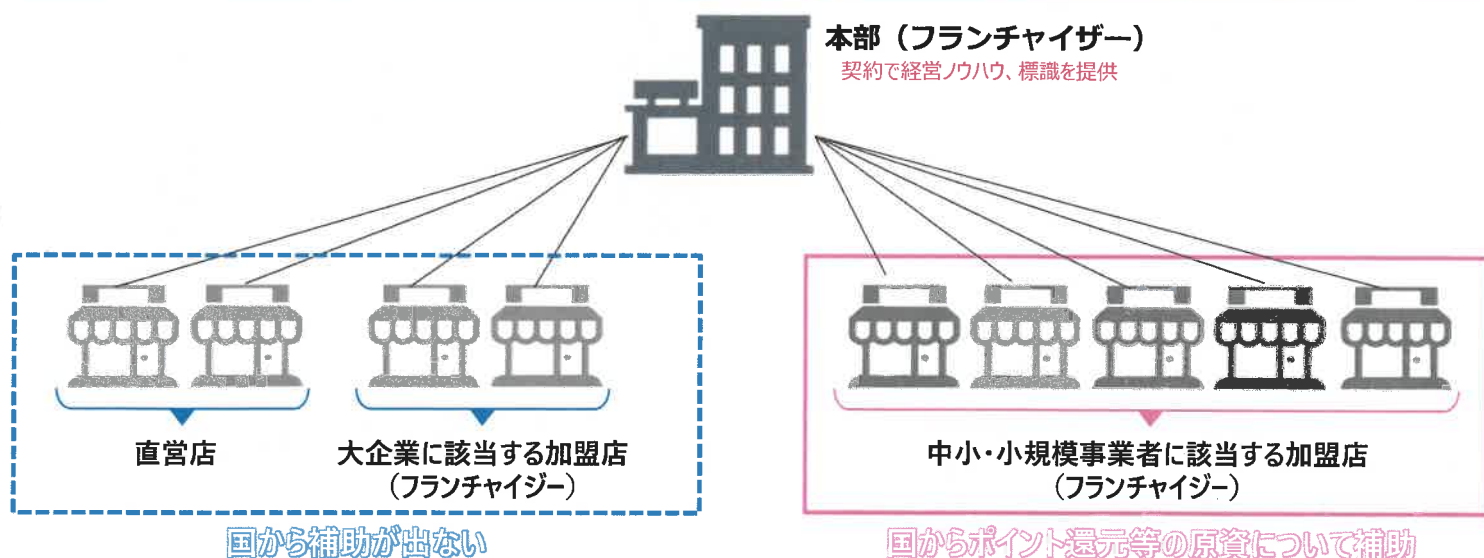
フランチャイズチェーン等について

フランチャイズチェーン等については、中小・小規模事業者に該当する加盟店（p15 1.）についてのみ、国からポイント還元等（2%分）の原資について補助を実施。

ただし、端末費用及び加盟店手数料の補助は行わない。

▶加盟店登録要領4.5

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_tourokuyouryou.pdf



(注) フランチャイズとは、事業者（「フランチャイザー」）が他の事業者（「フランチャイジー」）との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的關係。 ※（一社）日本フランチャイズチェーン協会HPより抜粋

4月12日	<p>【中小店舗】 登録要領の発表、広報の開始</p> <p>【決済事業者】 仮登録決済事業者の公表、 決済事業者毎の手数料等の概要公表</p>
	<p>中小店舗向け広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商工会・商工会議所等の中小支援団体主催の説明会を実施 ●自治体と連携して商店街向け説明会を実施
5月16日～	<p>【中小店舗】 順次、決済事業者による加盟店の申込みを受付</p>
	<p>決済事業者と連携した中小店舗のキャッシュレス化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事務局及び各決済事業者にてコールセンターを設置 ●決済事業者によるハンズオン支援の開始（端末の設置等も決済事業者経由で受付開始）
7月中旬	<p>【中小店舗】 対象店舗の公表（第一弾）</p>
	<p>消費者向け広報の本格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録中小店舗（対象店舗）をHPや地図上で表示する ●消費者向け広報を本格化（地域でのポスター・ビラ配布、メディアの活用、体験型説明会など）
9月	<p>【中小店舗】 対象店舗による統一ポスター等の掲示開始</p>
	<p>中小店舗による消費者PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者向け広報の強化
10月	<p>制度開始</p>

(参考) 消費者への分かりやすい周知

店頭ポスター（イメージ）※ 掲示物は事務局で用意



店頭での掲示イメージ



参加加盟店検索ページ（イメージ）



GoogleMAP等と連携し、地図からの検索・現在地からの検索を可能に。

スマートフォンからも見やすいページを作成し、検索を容易に。

加盟店登録に際して、下記の点をよく理解した上で、申請してください。

➤ 加盟店登録情報の公表

加盟店登録の際に登録された情報の一部は
ホームページ（<https://cashless.go.jp>）等にて、消費者向けに本制度の周知を行うために掲載いたします。
※主な掲載情報：事業所名、事業所郵便番号、事業所住所、EC・固定店舗等の別、FC・SS等の別、
消費者還元率

➤ 加盟店登録情報の共有

事務局に登録された加盟店登録情報は、制度に参加するB型決済事業者間で共有されます。
（本制度に関係のない営業に利用されることはありません。）

➤ 加盟店登録の取消しおよび不正情報の共有

加盟店が不正又は不当な取引を行ったと判断された場合、加盟店登録が取り消される場合があります。
その際に取り消された加盟店情報および不正の内容は、
本事業において登録された決済事業者へ通知されます。

※加盟店が行った不正又は不当な取引が悪質であると補助金事務局が判断した場合、
経済産業省ホームページに掲載する等の措置を行う場合あり。




キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、
需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や
消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、
中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

<https://cashless.go.jp/>


ポイント還元窓口 キャッシュレス決済事業者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)

 0570-012141
(IP電話専用) 042-303-4204

 受付時間 平日10:00～18:00(土・日・祝日を除く)

ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)

 0570-000655
(IP電話専用) 042-303-4203

 受付時間 平日10:00～18:00(土・日・祝日を除く)

※上記の受付時間外は自動音声対応となります。

